



(挿絵: 平田美紗子作)

風洞装置を使った風害研究について

風害は、強風によって林木が根返りや幹折れなどの被害を受ける災害です。野外では強風がいつ、どこに発生するかわからないので、森林総合研究所では、風洞装置で人工的に強風を発生させて風害研究を行っています(写真1)。

今回は、トンネル状の空間に樹木模型を並べて模型の林を作って行った実験をご紹介します。

実験は、間伐方法や伐採範囲の大きさと風害リスクの関係を明らかにする目的で行いました。

間伐方法は単木の抜き伐り、方形の群状伐採、列状間伐を対象とし、模型の林から一部の樹木模型を取り外して間伐を再現しました(写真2)。

実験の結果、伐区サイズを、単木抜き伐りや群状伐採の場合は伐採部分の一辺の長さ、列状間伐の場合は伐採列の短辺の長さで表すと、伐区サイズで風害リスクが示せることがわかりました(図1)。

伐区サイズが長いほど風害リスクは上昇します。実際の間伐にあたっては、群状伐採の場合、伐区サイズがまとまって大きくなならないような選木の工夫、列状間伐では、伐採幅を広く取り過ぎない配慮が必要です。適切な間伐を施して樹木を健全に保ち、風害に負けない林にすることが、防災機能の強化につながります。



写真1 森林総合研究所の風洞装置
風速は最大40m/sまで発生可能
(全長27m 測定部は幅1.2m×高1.6m×長10m)

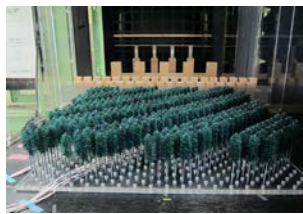


写真2 風洞装置の測定部に列状間伐を再現(2伐3残)

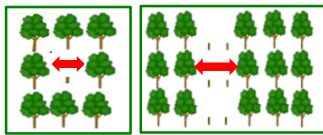


図1 単木抜き切り(左)、列状間伐(右)伐区サイズ(赤矢印)が長くなれば、風害リスクは上昇するので、列状間伐の場合は、2伐程度の伐採幅にとどめることが適切と考えられます。

(寄稿: 森林総合研究所 森林防災研究領域 気象害・防災林研究室長 鈴木 寛)

保険商品の改定について(その3)

平成30年4月から販売開始となる改定商品の内容について、引き続きご紹介していきます。

平成31年4月以降に保険期間が開始となる契約に適用です。

★ 近年の実態を踏まえた保険料率の見直し ★

近年の災害発生状況から、災害リスクを都道府県毎の保険料率に適切に反映します。

今後は、常に近年の災害リスクを保険料率に反映させるため、5年おきに保険料率を見直すこととします。また、植栽後の年数の違いによる災害リスクの実態を踏まえて、保険料率の区分(クラス)の見直しも行います。

【新保険料率】

クラス	林 齢	保険料率 (保険金額1,000円につき1年当たり)	
		針葉樹	広葉樹
A	5年生以下	3.43円	1.72円
	6年生以上	2.57円	1.29円
B	5年生以下	4.29円	2.15円
	6年生以上	3.22円	1.61円
C	5年生以下	5.36円	2.68円
	6年生以上	4.03円	2.02円

Aクラス: 埼玉県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県

Bクラス: 青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県

Cクラス: 北海道、岩手県、栃木県、山梨県、京都府

森林保険Q&A



質問

保険契約をしている森林を他人に譲渡すると、被保険者の権利義務はどうなりますか？

森林保険において、被保険者となれる者は森林の所有者に限られます。このため被保険者が保険の目的(対象森林)を譲渡したときは被保険者としての権利義務は譲受人に移転されることとなりますので、譲渡後、速やかに名義変更(森林保険契約変更申請書等の森林保険窓口への提出)を行って下さい。なお、その場合、被保険者が保険契約を解除し、譲受人が新たに森林保険に加入することも可能です。

発行元: 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター
(HPアドレス: <https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>)